

○枚方市総合文化芸術センター条例施行規則

令和2年1月27日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市総合文化芸術センター条例（平成30年枚方市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 条例第5条第1項第1号イの規則で定める日は、第2火曜日及び第4火曜日とし、同号ハの規則で定める日は第4火曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。

(使用の許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により枚方市総合文化芸術センター（以下「センター」という。）の施設の使用の許可を受けようとするものは、総合文化芸術センター使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用して、リハーサル室1、創作活動室、保育室、マルチスペース及び枚方市総合文化芸術センター別館の施設（メセナホールを除く。）の使用の許可の申請を行うことができる。ただし、次条第2項若しくは第4項の適用がある場合又は第12条第2項の規定による使用料の減免の申請を行う場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により使用の許可の申請を行ったもので市長が指定する方法により当該使用に係る使用料（条例第9条第1項に規定する使用料をいう。以下同じ。）を納付しようとするもの及び前項の規定により使用の許可の申請を行ったものが、当該申請を行った日から起算して14日以内に当該使用に係る使用料を納付せず、かつ、当該使用の意思があると認められない場合は、当該使用の許可の申請はなかったものとみなす。

4 条例第6条第1項の規定によりセンターの設備の使用の許可を受けようとするものは、総合文化芸術センター設備使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(申請の時期等)

第4条 前条第1項の規定による使用の許可の申請は、別表第1に定める申請受付期間内に行うことができる。この場合における使用の許可を受けるものの決定は、当該期間内に当該使用の許可の申請を行ったものによる抽選（当該申請を行ったものが複数いない場合にあっては、当該申請を行ったものとする。）によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の使用の許可の申請は、使用しようとする全ての施設について、それらの施設に係る別表第1に定める申請受付期間のうち、その初日が最も早い申請受付期間内に行うことができる。
- (1) 大ホールと大ホール及び美術ギャラリー以外のセンターの施設（小ホールにあつては、全席及び舞台）を同日に使用する場合
  - (2) 小ホールと大ホール、小ホール及び美術ギャラリー以外のセンターの施設を同日に使用する場合
  - (3) イベントホールと大ホール、小ホール、イベントホール、メセナホール及び美術ギャラリー以外のセンターの施設を同日に使用する場合
  - (4) メセナホールと枚方市総合文化芸術センター別館の施設（トレーニングルームを除く。）を同日に使用する場合
  - (5) 美術ギャラリーの全室と大ホール、小ホール及びイベントホール以外のセンターの施設を同日に使用する場合
- 3 第1項後段の規定による使用の許可の決定が行われなかった使用区分に係る使用の許可の申請は、別表第1に定める申請受付期間の末日の翌日から行うことができる。ただし、当該翌日においてセンターの施設が全て休館している場合は、その日後において最も近いセンターのいずれかの施設が開館している日から行うことができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の前条第1項の規定による使用の許可の申請は、使用日の24月前の日の属する月の初日（第1号に掲げる場合にあつては、指定管理者が認める日）から行うことができる。ただし、第3号に掲げる場合にあつては、1年につき1回限りとし、2日（美術ギャラリーにあつては、7日）を上限とする。
- (1) 指定管理者が条例第3条各号に掲げる事業で使用する場合
  - (2) 本市、本市教育委員会その他本市の機関（以下これらを「本市の機関」という。）が公用で使用する場合又は市長が特に認める団体が本市の機関と共催して使用する場合
  - (3) センターの施設の呼称を付する権利を得た者が当該権利に係るセンターの施設（トレーニングルームを除く。）を使用する場合
  - (4) 文化芸術、教育、学術及び産業に関する催しで、特に集客力が高く、センターの知名度の向上に寄与すると市長が認めるもののために使用する場合
- 5 前項の規定にかかわらず、同項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の使用日を日曜日、土曜日又は休日（以下「休日等」という。）とする枚方市

総合文化芸術センター本館の施設の使用の許可の申請(以下「休日等の先行予約」という。)は、別に定める場合は、行うことができない。

- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらに規定する日においてセンターの施設が全て休館しているときは、その日前において最も近いセンターのいずれかの施設が開館している日から使用の許可の申請を行うことができる。
- 7 前条第1項及び第4項の規定による使用の許可の申請の受付時間は、午前9時から午後7時までとする。
- 8 前条第2項の規定による使用の許可の申請は、別表第1に定める申請受付期間の末日の翌日から行うことができる。ただし、当該翌日においてセンターの施設が全て休館している場合は、その日後において最も近いセンターのいずれかの施設が開館している日から使用の許可の申請を行うことができる。
- 9 第1項から第4項まで、第6項及び前項の規定にかかわらず、指定管理者は、天災等の理由により使用の許可の申請を受け付けることができない場合は、市長の承認を得て、指定管理者が指定する日から使用の許可の申請を行わせることができる。

(使用者ID番号の付与)

第5条 指定管理者は、第3条第2項の規定により使用の許可の申請を行おうとするものに対し、使用者ID番号を付与することができる。この場合において、当該使用者ID番号の付与を受けようとするものは、あらかじめ、総合文化芸術センター使用者ID番号付与申込書(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の申込書が提出された場合において適当であると認めたときは、当該申込みを行ったものに対し、総合文化芸術センター使用者ID番号証(様式第2号)を交付する。
- 3 第1項の使用者ID番号の有効期間は、前項の番号証の交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 4 第1項の使用者ID番号の付与を受けているものは、当該申込書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、指定管理者にその旨を申し出なければならない。

(使用の許可)

第6条 指定管理者は、第3条第1項及び第2項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、当該申請を行ったものに対し、総合文化芸術センター使用許可書を交付する。

- 2 指定管理者は、第3条第4項の規定による申請があった場合において、適当と認めたと

きは、当該申請を行ったものに対し、総合文化芸術センター設備使用許可書を交付する。

(個人共用使用)

第7条 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、トレーニングルームを個人共用で使用しようとする者は、総合文化芸術センター使用券(個人共用使用)(様式第3号)を購入しなければならない。この場合においては、総合文化芸術センター使用券(個人共用使用)の交付をもって、使用の許可があったものとみなす。

2 前項の使用券の有効期間は、発売日当日限りとする。

(使用の中止等)

第8条 条例第6条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、センターの施設及び設備(以下「センターの施設等」という。)の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、総合文化芸術センター使用中止届出書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定を適用した使用の許可の申請(以下「同時申請」という。)を行ったときは、当該同時申請に係る全ての施設について、総合文化芸術センター使用中止届出書を提出しなければならない。

2 使用者は、条例第6条第1項の規定により許可された事項を変更しようとするときは、総合文化芸術センター使用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定による変更の申請のうち、使用日、使用時間帯又は使用施設の変更に係るものについては、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日までに、1回に限り行うことができる。

(1) ホール(メセナホールを除く。) 変更前の条例第6条第1項の規定による使用の許可において使用の開始とされていた日(以下「使用開始日」という。)の8週前の日

(2) 美術ギャラリー 使用開始日の10週前の日

(3) リハーサル室、施設前広場及びメセナホール 使用開始日の5週前の日

(4) 前3号に掲げる施設以外の施設 使用開始日の1週前の日

4 第2項の規定による変更の申請のうち、同時申請に係るものについては、全ての施設について同一の使用日への変更又は使用時間帯の変更に係るものに限り行うことができる。

5 使用日に係る第2項の規定による変更の申請(第3項第1号から第3号までに掲げる施設に係るものに限る。)は、当該変更の申請に係る第3条の規定による使用の許可の申請をした日において、第4条(第7項を除く。)の規定により使用日とすることができた最も遅い日までを使用日とするものに限り行うことができる。

6 第4条第5項の規定は、休日等の先行予約を行ったものが別表第1に定める申請受付期間前に使用日に係る第2項の規定による変更の申請をする場合について準用する。

7 指定管理者は、第2項の規定による変更の申請があった場合において、相当と認めるときは、当該申請を行ったものに対し、総合文化芸術センター使用変更許可書を交付する。

8 第4条第7項の規定は、第1項の規定による届出及び第2項の規定による変更の申請について準用する。

(設備使用料)

第9条 条例第9条第1項の設備使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の納付)

第10条 条例第9条第2項ただし書の規則で定める場合及び規則で定める時については、次に掲げる基準によることとする。

(1) 第3条第1項の規定により使用の許可の申請が行われた場合に、同条第3項の市長が指定する方法により当該使用に係る使用料を納付しようとするときは、当該使用料を市長が指定する日までに納付すること。

(2) 第3条第2項の規定により使用の許可の申請が行われた場合に、当該使用に係る使用料を納付しようとするときは、当該使用料を市長が指定する日までに納付すること。

(3) 第8条第7項の規定により変更の許可を受けることにより使用料の額に不足が生じる場合に、当該不足に係る使用料を納付しようとするときは、当該不足に係る使用料を同項の規定による変更の許可を受けた際に納付すること。

(4) 設備使用料を納付しようとする場合は、当該設備使用料を使用の開始の日までに納付すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用の許可を受けた後に使用料を納付することが特に必要であると認める場合は、市長が指定する日までに納付すること。

(使用料の還付)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第11条ただし書の規定により、当該各号に定める額の使用料を還付する。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等(美術ギャラリーを除く。)を使用することができなくなったとき 当該使用料に相当する額

(2) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、美術ギャラリーを使用することができなくなったとき 当該使用することができなくなった期間に係る

使用料に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(3) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに第8条第1項の規定による届出をしたとき 当該使用料の8割に相当する額

イ ホール（楽屋、クローク（控室）及びメセナホールを除く。） 使用日の24週前の日

ロ 美術ギャラリー 使用日の20週前の日

ハ メセナホール及びリハーサル室 使用日の10週前の日

ニ イからハまでに掲げる施設以外の施設 使用日の4週前の日

(4) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに第8条第1項の規定による届出をしたとき（前号に該当する場合を除く。） 当該使用料の5割に相当する額

イ ホール（楽屋、クローク（控室）及びメセナホールを除く。） 使用日の8週前の日

ロ 美術ギャラリー 使用日の10週前の日

ハ メセナホール及びリハーサル室 使用日の5週前の日

ニ 施設前広場 使用日の前日

ホ イからニまでに掲げる施設以外の施設 使用日の1週前の日

(5) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに第8条第2項の規定による変更の申請をした場合において、既納の使用料に過納が生じたとき 当該過納の部分に係る使用料の5割に相当する額

イ ホール（楽屋、クローク（控室）及びメセナホールを除く。） 使用日の8週前の日

ロ 美術ギャラリー 使用日の10週前の日

ハ メセナホール及びリハーサル室 使用日の5週前の日

ニ 施設前広場 使用日の前日

ホ イからニまでに掲げる施設以外の施設 使用日の1週前の日

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、第6条各項若しくは第8条第7項の許可書又は第7条第1項の使用券を添付して総合文化芸術センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 第4条第7項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(使用料の減免)

第12条 市長は、センターの施設の使用について次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第12条の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、1年につき1回限りとし、2日（美術ギャラリーにあつては、7日）を上限とする。

- (1) センターの施設の呼称を付する権利を得た者が当該権利に係るセンターの施設（トレーニングルーム及び駐車場を除く。）を使用する場合 当該権利に係るセンターの施設の使用料に相当する額
- (2) 大ホールに係る使用者が施設前広場を大ホールと一体的に使用する場合 施設前広場の使用料に相当する額
- (3) 小ホール又はイベントホールに係る使用者が施設前広場を小ホール又はイベントホールと一体的に使用する場合 施設前広場の使用料の5割に相当する額
- (4) 市内団体（過半数が市内に在住し、在職し、又は在学する者で構成される団体をいう。）のうち市長の登録を受けた障害者団体が、枚方市総合文化芸術センター別館の施設を使用する場合 当該枚方市総合文化芸術センター別館の施設の使用料の2割に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）
- (5) 本市の機関が枚方市総合文化芸術センター別館の施設（リハーサル室2、メセナホール及び多目的室を除く。）を使用する場合 当該枚方市総合文化芸術センター別館の施設の使用料に相当する額
- (6) 次に掲げる者が駐車場を使用する場合 駐車料金に相当する額
  - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ハ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
  - ニ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者
  - ホ 市の機関に関する業務で駐車場を使用する者

(7) 前各号に掲げる場合のほか、災害その他緊急やむを得ない理由により、市長が特に認める場合 市長が別に定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとするものは、総合文化芸術センター使用料減免申請書を第3条第1項又は第8条第2項の申請書に添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号及び第6号に該当する場合は、別に定めるところにより、申請しなければならない。

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使用の許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可をするに当たっては、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(定員)

第14条 センターの施設の定員は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(損傷等の届出)

第15条 使用者又は入館者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(営利行為の届出)

第16条 センターにおいて物品の販売その他営利行為をしようとする使用者は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

(使用者等の遵守事項)

第17条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第6条各項及び第8条第7項の許可書、第7条第1項の使用券並びに駐車券(駐車場に自動車を入庫させる際に交付された券をいう。)を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示すること。

(2) 善良な管理者の注意をもってセンターの施設等を使用すること。

(3) 使用の許可を受けていないセンターの施設等を使用しないこと。

(4) 使用の許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。

(5) センター内において、次に掲げる行為をしないこと。

イ 他の使用者及び入館者に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為

ロ 指定管理者の承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は他の使用者及び



入館者にそれらの物を配布する行為

ハ 使用の許可を受けたセンターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動  
その他これらに類する行為

ニ 所定の場所以外の場所で指定管理者の承認を受けずに、飲食し、又は喫煙その他火  
気を使用すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

2 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもってセンターの施設等を使用すること。

(2) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(3) センター内において、次に掲げる行為をしないこと。

イ 使用者及び他の入館者に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為

ロ 指定管理者の承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は使用者及び他の  
入館者にそれらの物を配布する行為

ハ アンケートの収集、署名活動その他これらに類する行為

ニ 所定の場所以外の場所で指定管理者の承認を受けずに、飲食すること。

ホ 喫煙その他火気を使用すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、  
又は退館を命じることができる。

(1) センターの施設等を損傷し、又はそのおそれのある者

(2) 前条の規定に違反した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が  
別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日  
から施行する。

(枚方市立メセナひらかた会館条例施行規則の廃止)

- 2 枚方市立メセナひらかた会館条例施行規則(平成4年枚方市規則第49号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 センターの施設等の使用の許可の申請は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。この場合における申請の手続については、枚方市総合文化芸術センター本館に係る使用の許可の申請にあつては第3条第1項及び第4項並びに第4条第1項から第4項まで及び第7項の規定、枚方市総合文化芸術センター別館に係る使用の許可の申請にあつては第3条第1項、第2項及び第4項並びに次項及び附則第5項の規定の例によるほか、別に定めるところによるものとする。
- 4 第4条第1項、第2項及び第6項の規定にかかわらず、施行日から令和3年9月30日までの間における枚方市総合文化芸術センター別館の使用(以下「特定期間の別館の使用」という。)に係る第3条第1項、第2項及び第4項の規定による使用の許可の申請の時期については、附則第2項の規定による廃止前の枚方市立メセナひらかた会館条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3条第1項及び第4項の規定の例による。
- 5 第4条第2項及び前項の規定にかかわらず、特定期間の別館の使用に係る同条第2項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の使用の許可の申請は、前項の規定によりその例によることとされた旧規則第3条第1項に規定する申請の受付開始日前においても行うことができる。この場合における申請の手続は、別に定めるところによるものとする。
- 6 第4条第5項の規定にかかわらず、施行日から令和3年9月30日までの間における第3条第1項及び第4項の規定による使用の許可の申請の受付時間は、午前9時30分から午後7時までとする。
- 7 特定期間の別館の使用に係る第8条第3項及び第11条第1項の規定の適用については、第8条第3項中「メセナホール」とあるのは「多目的ホール」と、「リハーサル室」とあるのは「リハーサル室1、軽運動室」と、第11条第1項中「メセナホール」とあるのは「多目的ホール」と、「及びリハーサル室」とあるのは「、リハーサル室1及び軽運動室」とする。
- 8 第12条第1項の規定にかかわらず、特定期間の別館の使用に係る条例第12条の規定による使用料の減免については、旧規則第12条第1項の規定の例による。
- 9 枚方市総合文化芸術センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年枚方市条例第30号)附則第6項の場合における第9条の規定の適用については、同条中「別表第2」とあるのは、「旧規則別表第1」とする。

- 10 旧規則第4条第1項の規定により付与されている使用者ID番号(同条第3項の規定によりその有効期間が令和4年3月31日に満了することとされていたものに限る。)は、第5条第1項の規定により付与された使用者ID番号とみなす。この場合における使用者ID番号の有効期間は、同日までとする。
- 11 前項の場合において、旧規則第4条第2項の規定により交付されたメセナひらかた使用者ID番号証は、第5条第2項の規定により交付された総合文化芸術センター使用者ID番号証とみなす。
- 12 施行日の前日において旧規則第12条第1項第4号の登録を受けていた障害者団体は、第12条第1項第4号の登録を受けた障害者団体とみなす。
- 13 枚方市総合文化芸術センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年枚方市条例第30号)附則第3項の規則で定める日は、令和4年3月31日とする。
- 14 枚方市総合文化芸術センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規則で定める日は、令和3年4月30日とする。
- 15 枚方市総合文化芸術センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定により定める駐車場の休館日は火曜日とし、同項の規定により定める駐車場の開館時間は午前9時から午後9時30分までとする。
- 16 枚方市総合文化芸術センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例附則第7項の規則で定める日は、令和3年4月30日とする。

附 則 (令和3年2月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [令和3年3月30日規則第14号]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [令和4年3月31日規則第21号]

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の枚方市総合文化芸術センターの設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の枚方市総合文化芸術センターの設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 [令和5年3月14日規則第6号]

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第8条、第11条第3項及び別表第1の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年3月20日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正後の第3条第1項の規定によるメセナホールの使用の許可を受けているものであって、当該使用の日に枚方市総合文化芸術センター別館の施設(リハーサル室2及びトレーニングルームを除く。)を使用するものは、改正後の第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項ただし書に規定する規定の施行の日から当該施設の使用の許可の申請を行うことができる。
- 3 使用の日が令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間にある改正後の第3条第1項の規定によるメセナホールの使用に係る使用の許可の申請は、改正後の第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から令和5年4月1日までの間に行うことができる。
- 4 改正後の第11条第1項第4号及び第5号の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の第8条第1項又は第2項の規定による届出又は変更の申請をした場合について適用し、同日前に同条第1項又は第2項の届出又は申請をした場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可の申請のあった枚方市総合文化芸術センターの使用料について適用し、同日前に使用の許可の申請のあった枚方市総合文化芸術センターの使用料については、なお従前の例による。

附 則〔令和6年3月31日規則第34号〕

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則第12条第1項第5号の改正規定(「機関」の次に「(以下これらを「本市の機関」という。)」を加える部分に限る。)は公布の日から、第12条第1項第5号の改正規定(「場合」の次に「(枚方市立生涯学習交流センターを使用する場合を除く。)」を加える部分に限る。)は枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例(令和5年枚方市条例第24号)の施行の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の枚方市総合文化芸術センター条例施行規則第12条第1項第5号の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可の申請について適用し、同日前の使用の許可の申請については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

区分		申請受付期間
大ホール(同時に使用する楽屋及びクローク(控室)を含む。)	全席及び舞台	使用日の15月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
	1階席及び舞台	使用日の13月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで

	舞台のみ	使用日の4月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
小ホール（同時に使用する楽屋及びクローク（控室）を含む。）	全席及び舞台	使用日の13月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
	舞台のみ	使用日の4月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
イベントホール及びメセナホール		使用日の13月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
リハーサル室1、創作活動室、保育室、施設前広場及びリハーサル室2		使用日の7月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
マルチスペース及び枚方市総合文化芸術センター別館の施設（メセナホール、リハーサル室2及びトレーニングルームを除く。）		使用日の3月前の日の属する月の20日から当該月の翌月の初日まで
美術ギャラリー		付表に定める期間

付表

1 使用日の初日が4月から7月までに属する場合

区分		申請受付期間
美術ギャラリーの全部		使用日が属する年度の前年度の8月20日から9月1日まで
展示室1	全室利用	使用日が属する年度の前年度の9月20日から10月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の10月20日から11月1日まで
展示室2	全室利用	使用日が属する年度の前年度の9月20日から10月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の10月20日から11月1日まで
展示室3	全室利用	使用日が属する年度の前年度の9月20日から10月1日まで
	半室利用（市長が別に定める利	

	用を除く。)	
	半室利用（市長が別に定める利用に限る。）	使用日が属する年度の前年度の10月20日から11月1日まで

2 使用日の初日が8月から11月までに属する場合

区分		申請受付期間
美術ギャラリーの全部		使用日が属する年度の前年度の12月20日から12月28日まで
展示室1	全室利用	使用日が属する年度の前年度の1月20日から2月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の2月20日から3月1日まで
展示室2	全室利用	使用日が属する年度の前年度の1月20日から2月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の前年度の2月20日から3月1日まで
展示室3	全室利用	使用日が属する年度の前年度の1月20日から2月1日まで
	半室利用（市長が別に定める利用を除く。）	使用日が属する年度の前年度の2月20日から3月1日まで
	半室利用（市長が別に定める利用に限る。）	使用日が属する年度の前年度の2月20日から3月1日まで

3 使用日の初日が12月から翌年の3月までに属する場合

区分		申請受付期間
美術ギャラリーの全部		使用日が属する年度の4月20日から5月1日まで
展示室1	全室利用	使用日が属する年度の5月20日から6月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の6月20日から7月1日まで

		日まで
展示室 2	全室利用	使用日が属する年度の5月20日から6月1日まで
	半室利用	使用日が属する年度の6月20日から7月1日まで
展示室 3	全室利用	使用日が属する年度の5月20日から6月1日まで
	半室利用（市長が別に定める利用を除く。）	日まで
	半室利用（市長が別に定める利用に限る。）	使用日が属する年度の6月20日から7月1日まで

別表第2（第9条関係）

1 枚方市総合文化芸術センター本館

(1) 大ホール専用設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	音響反射板	1 式	7,000円
	舞台迫り	1 台	1,000
	オーケストラ迫り	1 台	5,000
	紗幕	1 枚	2,500
	松羽目	1 枚	1,500
	ジョーゼット幕	1 式	5,000
	所作台	1 式	6,000
	バレエ用シート	1 式	5,000
照明設備	音響反射板セット	1 式	7,000
	Aセット	1 式	15,000
	Bセット	1 式	20,000
	Cセット	1 式	25,000
	ボーダーライト	1 列	1,000
	天反ライト	1 式	2,000

	アッパーホリゾントライト	1 列	3,000
	ローアホリゾントライト	1 列	3,000
	フロントサイドスポットライト	1 台	300
	フロントサイドスポットライト (全列)	1 式	3,500
	シーリングスポットライト	1 台	400
	シーリングスポットライト (全列)	1 式	4,000
	2シーリングスポットライト	1 式	3,000
	コンダクタースポットライト	1 式	600
	ピンスポットライト	1 本	3,500
音響設備	基本設備一式	1 式	4,000
	ステージスピーカー (中型)	1 台	1,500
	ステージスピーカー (小型)	1 台	500
	移動スピーカー (パワーアンプを含む。)	1 式	20,000
	移動操作卓	1 式	2,000
	ワイヤレスマイク (ハンド)	1 本	1,000
	ワイヤレスマイク (ピン)	1 本	1,200
	3点吊装置 (マイクを含まない。)	1 式	1,000
映像設備	常設プロジェクター (スクリーンを含む。)	1 式	5,000

#### 備考

- 1 この表において、「音響反射板セット」、「Aセット」、「Bセット」、「Cセット」及び「基本設備一式」とは、次の表に掲げる設備一式をいう。

区分	設備名	数量又は取付け台数
音響反射板セット	天反ライト	1 式
	フロントサイドスポットライト	8 台
	シーリングスポットライト (全列)	1 式
Aセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1 kw20台
	ボーダーライト	2 列
	フロントサイドスポットライト	2 列
	シーリングスポットライト (全列)	1 式
Bセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1 kw60台



	ボーダーライト	3列
	フロントサイドスポットライト	3列
	シーリングスポットライト（全列）	1式
Cセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1kw80台
	ボーダーライト	3列
	フロントサイドスポットライト（全列）	1式
	シーリングスポットライト（全列）	1式
基本設備一式	メイン音響卓	1式
	メインスピーカー	1式
	影アナ用マイク	1本
	ステージスピーカー（中型）	2台
	ケーブル類	1式

- 2 この表に定める額は、条例別表1の表（（3）の表及び（4）の表を除く。）午前、午後又は夜間の使用時間帯のうち1の使用時間帯において使用した場合の額とする。
- 3 同一日において連続した複数の使用時間帯にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。
- 4 使用の許可を受けた時間を変更して使用する場合（午前又は午後の使用時間帯を延長する場合に限る。）に係る設備使用料は、当該延長した1時間当たりこの表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該延長した時間に1時間未満の端数があるときは、15分未満は切り捨て、15分以上は1時間とみなす。

（2） 小ホール専用設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	音響反射板	1式	3,000円
	紗幕	1枚	2,500
	ジョーゼット幕	1式	5,000
	所作台	1式	4,000
	バレエ用シート	1式	3,000
照明設備	音響反射板セット	1式	5,000
	Dセット	1式	8,000
	Eセット	1式	12,000

	Fセット	1式	16,000
	ボーダーライト	1列	800
	天反ライト	1式	1,600
	アップーホリズントライト	1列	2,000
	ロアーホリズントライト	1列	2,000
	フロントサイドスポットライト	1台	300
	フロントサイドスポットライト (全列)	1式	2,500
	シーリングスポットライト	1台	300
	シーリングスポットライト (全列)	1式	3,000
	2シーリングスポットライト	1式	2,500
	ピンスポットライト	1本	2,500
音響設備	基本設備一式	1式	2,000
	ステージスピーカー (中型)	1台	1,500
	ステージスピーカー (小型)	1台	500
	移動スピーカー (パワーアンプを含む。)	1式	15,000
	移動操作卓	1式	2,000
	ワイヤレスマイク (ハンド)	1本	1,000
	ワイヤレスマイク (ピン)	1本	1,200
	3点吊装置 (マイクを含まない。)	1式	1,000
映像設備	常設プロジェクター (スクリーンを含む。)	1式	3,000

備考

- 1 この表において、「音響反射板セット」、「Dセット」、「Eセット」、「Fセット」及び「基本設備一式」とは、次の表に掲げる設備一式をいう。

区分	設備名	数量又は取付け台数
音響反射板セット	天反ライト	1式
	ボーダーライト	1列
	フロントサイドスポットライト	1列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Dセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1kw10台
	ボーダーライト	1列

	フロントサイドスポットライト	1列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Eセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1kw30台
	ボーダーライト	1列
	フロントサイドスポットライト	2列
	シーリングスポットライト (全列)	1式
Fセット	サスペンションスポットライト	スポットライト 1kw60台
	ボーダーライト	2列
	フロントサイドスポットライト (全列)	1式
	シーリングスポットライト (全列)	1式
基本設備一式	メイン音響卓	1式
	メインスピーカー	1式
	影アナ用マイク	1本
	ステージスピーカー (中型)	2台
	ケーブル類	1式

2 (1) 表備考2から備考4までの規定は、この表について適用する。

(3) イベントホール専用設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	仮設用舞台	1台	150円
照明設備	照明セット	1式	3,000
	シーリングスポットライト	1列	1,000
音響設備	基本設備一式	1式	1,000
	ステージスピーカー (中型)	1台	1,500
	ステージスピーカー (小型)	1台	500
	ワイヤレスマイク (ハンド)	1本	1,000
	ワイヤレスマイク (ピン)	1本	1,200
映像設備	常設プロジェクター (スクリーンを含む。)	1式	3,000
その他設備	備品Aセット (ホール形式)	1式	1,200
	備品Bセット (スクール形式)	1式	1,200
	備品Cセット (パーティー形式)	1式	1,800

備考

- 1 この表において、「照明セット」、「基本設備一式」、「備品Aセット（ホール形式）」、「備品Bセット（スクール形式）」及び「備品Cセット（パーティー形式）」とは、次の表に掲げる設備一式をいう。

区分	設備名	数量
照明セット	スポットライト	10台
	シーリングスポットライト	2列
基本設備一式	メイン音響卓	1式
	メインスピーカー	1式
	影アナ用マイク	1本
	ステージスピーカー（中型）	2台
	ケーブル類	1式
備品Aセット（ホール形式）	椅子	200脚
備品Bセット（スクール形式）	椅子	120脚
	会議机	40卓
備品Cセット（パーティー形式）	椅子	120脚
	円卓	12卓

- 2 (1) 表備考2から備考4までの規定は、この表について適用する。

(4) リハーサル室1専用設備

区分	設備名	単位	金額
楽器設備	グランドピアノ	1台	1,000円

備考

- 1 グランドピアノの使用料には、調律料を含まないものとする。  
 2 (1) 表備考2から備考4までの規定は、この表について適用する。

(5) 共通設備

区分	設備名	単位	金額
舞台設備	指揮台	1台	400円
	指揮者用譜面台	1台	100
	演奏者用譜面台	1台	50

	譜面灯	1 個	50
	演奏者用椅子	1 脚	50
	コントラバス用椅子	1 脚	100
	ピアノ椅子	1 脚	100
	演台（花台及び脇台を含む。）	1 式	500
	司会台	1 台	300
	長机	1 卓	100
	舞台用椅子	1 脚	40
	吊看板	1 台	1,000
	国旗	1 枚	50
	市旗	1 枚	50
	金屏風	1 双	2,000
	鳥の子屏風	1 双	2,000
	平台	1 台	150
	開き足	1 脚	100
	所作台	1 台	300
	毛氈 <small>せん</small>	1 枚	250
	長座布団	1 枚	150
	高座用座布団	1 枚	150
	上敷ゴザ	1 枚	200
	地絨	1 枚	2,000
	めくり台	1 台	100
	移動用姿見	1 台	200
	バレエ用シート	1 枚	500
照明設備	ハロゲンスポットライト (0.5kw)	1 台	200
	ハロゲンスポットライト (1 kw)	1 台	300
	ハロゲンスポットライト (1.5kw)	1 台	400
	ハロゲンスポットライト (2 kw)	1 台	500
	ハロゲンパーライト	1 台	250
	LEDパーライト	1 台	1,500

	ソースフォー	1台	300
	エフェクトマシーン	1式	1,200
	波マシーン	1台	1,000
	ストロボ	1台	800
	ミラーボール (吊)	1台	1,000
	ミラーボール (置)	1台	1,000
	ストリップライト	1台	300
	フットライト	1台	250
	スモークマシーン	1台	3,000
音響設備	パワーアンプ	1台	2,000
	コンデンサーマイク	1本	1,000
	ダイナミックマイク	1本	500
	ダイレクトボックス	1台	500
	各種再生機器	1台	1,500
	各種録音機器	1台	1,500
映像設備	映像等配信機材一式 (カメラ3台)	1式	3,000
	映像等配信機材一式 (カメラ1台)	1式	1,500
楽器設備	フルコンサートピアノA	1台	12,000
	フルコンサートピアノB	1台	6,000
	セミコンサートピアノ	1台	6,000
	ティンパニー	1式	1,000
その他設備	持込み電源	1kw	100

備考

- 1 スモークマシンの使用料には、スモークジュース料を含まないものとする。
- 2 フルコンサートピアノ及びセミコンサートピアノの使用料には、調律料を含まないものとする。
- 3 (1) 表備考2から備考4までの規定は、この表について適用する。
- 2 枚方市総合文化芸術センター別館
  - (1) リハーサル室2

設備名	単位	金額
-----	----	----

電子ピアノ	1式1日	1,000円
-------	------	--------

備考 期間の計算については、1日未満の端数があるときは、1日とみなす。

(2) メセナホール専用設備

設備名	単位	金額
平台	1台1日	100円
指揮者台（譜面台を含む。）	1台1日	200
譜面台	1台1日	50
司会者演台	1台1日	200
演台	1台1日	500
めくり台	1台1日	50
花台（花瓶を含む。）	1台1日	200
グランドピアノ	1台1日	5,000
金屏風	1双1日	1,000
毛氈	1枚1日	200
上敷	1枚1日	100
アッパーホリゾントライト	1列1日	1,500
ローアホリゾントライト	1列1日	1,500
ボーダーライト	1列1日	800
サスペンションスポットライト	1台1日	200
シーリングスポットライト	1台1日	200
フォローピンスポットライト	1台1日	500
センターピンスポットライト	1台1日	1,000
スポットライト (A)	1台1日	100
スポットライト (B)	1台1日	200
ワイヤレスマイク (ハンド)	1本1日	500
ワイヤレスマイク (ピン)	1本1日	500
コンデンサーマイクA	1本1日	500
コンデンサーマイクB	1本1日	700
ダイナミックマイクA	1本1日	300
ダイナミックマイクB	1本1日	500

サイドスピーカー	1 式 1 日	1,000
フットスピーカー	1 式 1 日	1,000
拡声装置	1 式 1 日	3,000
CDプレーヤー	1 台 1 日	500
MDプレーヤー	1 台 1 日	500
カセットプレーヤー	1 台 1 日	500
スクリーン	1 式 1 日	500

備考

1 グランドピアノの使用料には、調律料を含まないものとする。

2 (1) 表備考の規定は、この表について適用する。

(3) 大会議室専用設備

設備名	単位	金額
演台	1 台 1 日	500円
花台 (花瓶を含む。)	1 台 1 日	200
拡声装置	1 式 1 日	2,000
ダイナミックマイク	1 本 1 日	300
ワイヤレスマイク (ハンド)	1 本 1 日	500
ワイヤレスマイク (ピン)	1 本 1 日	500
スポットライト	1 台 1 日	100
ボーダーライト	1 列 1 日	800

備考 (1) 表備考の規定は、この表について適用する。

(4) 第1和室及び第2和室専用設備

設備名	単位	金額
茶道具セット	1 式 1 日	1,000円

備考 (1) 表備考の規定は、この表について適用する。

(5) 共通設備

設備名	単位	金額
囲碁セット	1 式 1 日	100円
将棋セット	1 式 1 日	100

備考 (1) 表備考の規定は、この表について適用する。



様式第1号（第5条関係）

総合文化芸術センター利用者 ID 番号付与申込書

年 月 日

(宛先)

[付与権者氏名]

申込者 氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

次のとおり利用者 ID 番号の付与を申し込みます。

フリガナ				構成人数	人 (市内 人)	
団体名						
代表者	住所	〒			電話	
	フリガナ					
	氏名					
代表者以外の者	フリガナ				電話	
	氏名				電話	
	フリガナ				電話	
	氏名				電話	
パスワード(数字4桁)						
電子メールアドレス	※インターネットで施設予約の申請を行った場合、確認メールを配信しますので、必ず入力してください。					
活動内容						

様式第2号（第5条関係）

総合文化芸術センター利用者 ID 番号証

様

【付与権者氏名】 ㊦

次のとおり利用者 ID 番号を付与します。

団 体 名				構成人数	人
代 表 者	住 所	〒			
	氏 名		電 話		
I D 番 号					
パスワード(数字4桁)					
電子メールアドレス					

有 効 期 間	
発 行 施 設	

様式第3号(第7条関係) No.

総合文化芸術センター使用券

(個人共用使用)

トレーニングルーム

※発売日当日限り有効

発行：[付与権者氏名]

(縦 45mm×横 55mm)

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)